

和歌山市空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を地域の交流拠点等として10年以上有効に活用する活動（以下「交流拠点等づくり活動」という。）のための改修工事を実施する事業（以下「改修事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等に係る建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本市の区域内に所在していること。
- (2) 補助金の交付を申請する日において、居住の用に供されなくなった日からおおむね1年を経過していること。
- (3) 床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されていたこと。

2 この要綱において「地域の交流拠点等」とは、高齢者世帯、子育て世帯等多世代の交流のための地域交流施設その他の地域のコミュニティの維持及び再生並びに地域の活性化に資する施設（宗教活動、選挙活動又は公序良俗に反するおそれのある活動の用途に供するものを除く。）をいう。

(補助金の対象となる改修事業)

第3条 補助金の交付の対象となる改修事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 規則第4条第1項の交付の決定後に実施し、同項の決定のあった日の属する年度内に完了すること。
- (2) 空き家の所在地の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体をいう。以下同じ。）の同意を得ていること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、個人又は法人であって、規則第12条の規定による報告の日以後において空き家の所有者であるもの又は正当な占有権原を有する者となる見込みのあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第5条に規定する暴力団関係者等

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、改修事業に直接要する経費であって次に掲げるもののうち、工事請負費、委託料及び通信運搬費とする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費
- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- (3) 屋根、外壁等の外装の改修工事に要する経費

- (4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費
- (5) 耐震改修工事に要する経費
- (6) 門、塀その他空き家の外構の改修工事に要する経費
- (7) 家財の撤去又は廃棄に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は3,000,000円のうち、いずれか少ない額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに規則第3条の規定による申請をしなければならない。

2 規則第3条の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

3 規則第3条の収支予算書は、別記様式第2号によるものとする。

4 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 交流拠点等づくり活動計画書（別記様式第3号）

(2) 申請に係る空き家の付近見取図

(3) 申請に係る空き家の配置図及び平面図

(4) 申請に係る空き家の外観の写真及び周辺との位置関係が分かる写真

(5) 申請に係る空き家がおおむね1年以上居住の用に供されなくなったことを明らかにする書類

(6) 申請に係る空き家及びその敷地の所有者を明らかにする書類

(7) 賃貸借契約書の写し（空き家を賃貸借契約に基づき活用する場合に限る。）

(8) 使用貸借契約書の写し（空き家を使用貸借契約に基づき活用する場合に限る。）

(9) 改修事業に係る設計図面

(10) 工事費見積明細書の写し（補助対象経費が明確に判別できるものに限る。）

(11) 市税の納税（完納）証明書

(12) 誓約書兼同意書（別記様式第3号の2）

(改修事業の決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する期日の経過後、同項の申請に係る書類の審査を行うものとする。

2 前項の審査に合格した者について、当該者が行う交流拠点等づくり活動が別表審査基準の表の中欄に掲げる項目の区分に応じ、同表の右欄に掲げる審査のポイントをどの程度満たしているかについて審査し、別表配点の表により点数を配するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、配された点数の合計点数が15点以上である交流拠点等づくり活動を行う者のうち、当該合計点数が高い者から順に予算の範囲内で規則第4条の規定による決定をするものとする。

4 前項の合計点数に同点の者がいる場合にあっては、当該者の中で抽選の方法により、同項の決定をするものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、市長は、類似した交流拠点等づくり活動が近接している等地域の交流拠点等としての効用が十分に発揮できないと認めるときは、その中で第3項の合計点数

が最も高い者を除き、同項又は前項の決定をしないことができる。

(交付の条件)

第9条 市長は、規則第4条の規定による決定をする場合において、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 改修事業の実施に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等関係法令を遵守すること。
- (2) 第7条第1項の申請を行った者（以下「申請者」という。）が申請に係る空き家及びその敷地の所有者でない場合は、実施する改修事業について、当該空き家及びその敷地の所有者の同意を得ること。
- (3) 申請者が申請に係る空き家を共有している場合は、実施する改修事業について、他の全ての所有者の同意を得ること。
- (4) 申請者は、改修事業の完了後、当該空き家を地域の交流拠点等として10年以上有効に活用すること。
- (5) 申請者は、当該空き家の管理状況及び活用状況について、規則第6条の規定による通知があった日の属する年度の翌年度から10年間、毎年度末に市長に報告すること。

(不交付の決定)

第10条 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支決算書（別記様式第5号）
- (2) 改修事業に係る請負契約書又は委託契約書の写し
- (3) 申請に係る空き家及びその敷地の登記事項証明書
- (4) 領収書その他補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (5) 改修事業の実施前及び実施後の状況を確認できる写真
- (6) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し又は検査済証を発行したことの証明書（同法第6条第1項の規定による確認申請が必要となる改修工事をする場合に限る。）
- (7) 工事完了報告書（別記様式第6号）（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請が必要でない改修工事をする場合に限る。）

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 市長は、前項に規定する日までに、この要綱の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この要綱の補助制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金の交付に関する要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

審査基準

	項目	審査のポイント
1	必要性	活動の内容は、地域の課題やニーズに応じたものであって、申請者の事業の実施が当該地域で必要なものか。
2	公益性	(1) 活動の内容は、専ら利益を得る目的でないか。 (2) 対象者が限定されず、多世代の地域住民が実施することができる等不特定多数の住民の利益の増進に寄与するものか。
3	効果	(1) 活動の内容は、地域の課題の解決、地域コミュニティの維持、再生及び活性化等事業の目的を達成することが期待できるものか。 (2) 事業経費に見合った効果が期待できるか。
4	継続性	活動の内容、財源の確保方法等は、10年以上の継続的な活動の実施が可能と見込まれるものか。
5	独自性	活動の内容は、新しいアイデアや地域の特性に応じた独自の視点及び工夫を盛り込んだものか。

配点

特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

5 項目 × 5 点 = 2 5 点満点

年 月 日

事業計画書

住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

1 対象の空き家	所在地	
	種類（用途）	
	構造	
	延べ床面積	平方メートル
2 施工者	会社名	
	所在地	
	連絡先	
3 改修の概要		
4 着手及び完了予定 期日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日

承諾書

私は、上記の事業計画に同意し、対象空き家の改修を行うことについて承諾します。

年 月 日

住所

氏名

印

住所

氏名

印

※申請者が対象の空き家及びその敷地の所有者又は所有者となる予定の場合は、承諾書欄の記載は不要です。

収支予算書

住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

1 収入の部

科 目	予算額
	円
	円
	円
	円
計	円

2 支出の部

科 目	予算額
	円
	円
	円
	円
計	円

注意事項 収支の計は、それぞれ一致するように記載して下さい。

交流拠点等づくり活動計画書

住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

1 活動名	
2 活動内容	
(実施期間)	年 月 日から 年 月 日まで
(実施地)	
(対象者) 想定する利用者 ()	
利用者数 (見込み)	人 (年間延べ人数)
(具体的な活動内容)	

3 活動の目的及び効果

(1) 活動の目的及び必要性 (活動を実施する理由、背景等)

(2) 活動の公益性 (専ら利益を得る目的ではなく、不特定多数の住民の利益増進に寄与するものか)

(3) 活動の効果 (地域コミュニティの維持及び再生並びに地域の活性化につながるか)

(4) 活動の実行性及び継続性 (人員体制、自主財源の確保の方法等)

(5) その他

4 財源確保の方法	
-----------	--

活動の経費の確保について、当てはまるものにチェックしてください。

会費（自治会費等）を徴収

企業、地元等から寄附金又は協賛金を募る。

事業収入（参加者からの負担金等を徴収）

その他（ ）

5 事業担当者	
---------	--

当該補助金の交付申請の内容について問い合わせをすることがあるため、対応できる方について記入してください。

(1) 氏名

(2) 連絡先

同意書

当自治会は、上記の交流拠点等づくり活動計画について、同意します。

年 月 日

自治会名

代表者氏名

連絡先

Ⓜ

別記様式第3号の2（第7条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金の交付申請を行うに当たり、和歌山市空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金の交付に関する要綱第4条第2項第2号に該当しないことを誓約します。また、疑義がある場合、和歌山市が住所、氏名及び生年月日に関する情報を和歌山県警察に情報を提供し、照会することに同意します。

なお、上記について偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取消しに同意し、交付された補助金がある場合は返還することを誓約します。

住 所

（ふりがな）
氏 名

⑨

（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日

（個人の場合は、生年月日を記入してください。）

別記様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金不交付決定通知書

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金については、次の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

(不交付の理由)

収支決算書

住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

1 収入の部

科 目	決算額
	円
	円
	円
	円
計	円

2 支出の部

科 目	決算額
	円
	円
	円
	円
計	円

注意事項 収支の計は、それぞれ一致するように記載して下さい。

工事完了報告書

（宛先）和歌山市長

1 工事の名称	
2 建物所在地	
3 工事完了年月日	年 月 日

上記の改修工事は、適正に完了しました。

施工者住所

施工者名

連絡先